時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事

第三千二百八十三號
明治廿五年三月六日　日曜日
舊暦壬辰二月八日（丁酉）
日出午前六時六分
入午後六時十四分
月出午前十時三十九分
入午前零時四十九分
潮午前零時廿七分
午後十時四十七分
（西暦一千八百九十二年）

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一ヶ月二錢〇一箇月前金五十、〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月噸休刊
〇時事新報社より直接に讀賣スルモノハ左定價ノ外二箇月十三錢ヲ申受ケ
時事新報廣告料（前金）
一行五號活字代四十錢　一日限　一日以上七日以上
一行　戸付　十三錢　十一錢　十錢　五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて恩より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるあと雖から少異時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せず又雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達するもの事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

新政黨の風説

近頃世間の風説を聞くに政府は新議會に對する政略の第一着歩として議會中の無所屬議員及び民間の有力者と糾合して新政黨を組織するの計畫ありと云ふ今日の政情社會に超然主義など唱へて政治の外に逍遙せんとするが如きは時勢の許さゝる所なれば政府の人々も目下の必要に迫られて政黨組織の計に出でたるものならんには我輩の贊成する所にして一日も早く其發表を見んと欲するものなれども實際の趣向は如何なる可きや拿々我輩の希望の如く今の内閣員が自から主義を發揮し全員率て共事に盡力するの覺悟なるや又は當局者は依然超然の主義に安んじながら政府に縁故ある老輩の政治家が政府外に政黨を組織し内外相應じて互に聲援するの計畫なるや若しも政府外の新政黨とありては其成行に付き或は杞憂の筋なきを得ず表面より見れば政府は依然政治外に超然の姿を爲し乍相變らず有爲無爲の間に逍遙し實際政治上の運動斯引は歴然たる新政黨にて引受るとあれば從來縁音の主義にも據着せずして一通りの體裁、辭ひ得て妙あるが如くなれども我輩の想像にては何分にも之に安んずるを得ず今その想像の次第を陳べんに新政黨が果して社會に勢力を得て議會に多數を占るとき又は他の民黨を壓倒すると同時に政府をも左右するを聽きに非ざれば必ずしも政黨として尊に在るを要せず直に政府を取て之に代る可し随分愉快なるみとなれども新政黨を組織するに當りて差向き之に應ずる者は如何なる種族にてある可きや之を思はざる可らず藩閥屋現政府に反對せんとする過激主義なれば試に自由改進の兩政黨あるが故に必ずしも新政黨を待たずして運動自在なる可し左れば新黨の本意も畢竟より政府に反對するにわらざれば今の所謂無所屬又は政府黨の人々を糾合せんとするか自然の勢なるが如くなれども其人々は無限の利害慣實よりして現政府に左袒し唯政府と名くる其名義を目的にして之に集まるものなれば其政府の外に政黨の起るを見ても容易に走るみとはなかる可し如何となれば假りに新政府以て政府の代表者とするも政客の身と爲りて考れば間接に代表者に從ふよりも直接に其本家なる政府を助るみそ利益なる可ければなり故に新黨の首領たる可き老寶の爲めに謀れば最初より現政府に心を寄せずして公然たる獨立の體裁を作り自由自在に言論を逞ふする共間に彼の自由黨改進黨に向ては云々の主義を殊にするとて正反對に立ち又政府に向ても其施政の不都合を鳴らして之を攻撃し左右に政敵を引受けて一種の新主義を唱へたらば或は之に應する者もある可しと雖も然らずして本來の目的とする所唯現政府を助けんとするの一方に在るみとならば其首領は先づ政府に入り暫時にても政權を握る共間に政黨を組織し其黨利用して全權の地位を固くするの工風もある可きにも政府外に政黨を作り之を政府の政友として共勢を利用せんとの策は言ふ可くして行ふ可らず政黨力盛なれば政府は有れども無きに等しく其勢力微弱なれば之を賴むに足らず況んや政海の變化極りなき今日の政友も明日の敵たるを計る可らざるに於てをや我輩の想像に於ては安んずるを得ざるなり然りと雖も是式の想像は當局の本人に於ても既に已に薄きたるみとならん之を想像し之を思案し果して新政黨の組織を發明して方すの決する所、復た動かす可らざるみそ共實に關する諸般の事を研究して定期に會合せんとの計畫あり近日月下旬に其第一回を催す筈なりと

○東京茶業組合役員會議　は一昨日錦町の同事務所に於て役員會議を開き深瀬、相澤、内山、松下、渡邊の諸氏會合會開會に就て各委員の意見を述べ會創立の件に付種々協議を爲し府廳に赴き聯合會用として同廳に付打合等を爲し同五時頃散會せり

○米國世紀博覽會出品に就て　博覽會（出品する貨物は總計二萬餘數八百九十九點餘にて其價格十二圓二十二錢なりと云ふ尚ほ瀧廉寛治郎、黒田茂助、森本善吉千田愛知縣知事に向て右出品人總代渡航費補助として地方の請願書を差出したるに知事は折課長たりし高峯讓吉氏が務明する醸醇毎は此道に取り至極有米國政府より特許を受けしが今に高峯醸醇會社なるものを設立見込にて株金を募集せしに中々なりしに就ては同省の技師清水なりしに就ては同會社に招聘せられ既にして同會社に招聘せられ既に

○漁獲の途切、肥料白喰合の漁の漁況一變し鰯始め鯛等の果ては數年來稀れなる盛況を商は目先多數の入津ありて飯けければとて何れも手控（居たる斯かる盛況なりしにも拘はらず

○内務省告示第十七號

官報

○陸軍ヨ屯田歩兵隊家屋其他燒失品再給費及憲兵隊派遣費トシテ明治二十四年度豫算外支出ノ件ヲ裁可ス

御名　御璽

明治二十五年三月四日

内閣總理大臣兼大藏大臣伯爵松方　正義
外務大臣臨時代理　内務大臣伯爵樺山資紀
逓信大臣伯爵後藤象二郎　陸軍大臣　陸奥宗光
海軍大臣子爵西郷從道　農商務大臣子爵高嶋鞆之助
司法大臣子爵田中不二麿　文部大臣伯爵大木喬任
内務大臣子爵品川彌二郎　外務大臣子爵榎本武揚

勅令第二十二號

屯田歩兵隊家屋其他燒失品再給費及憲兵隊派遣費ニ充ツル爲メ臨時費ヲ支出ス

第一款　金五百七十五圓五十二錢
第一項　金二千八百一圓八十錢
第一目　金十六百六十一圓四十一錢
第一節　憲兵隊派遣費

内務省告示第十六號

一史學會雜誌　第二十三號　第二十四號　第二十五號
東京市神田區錦冶町三番地中村小兵衛發行
右出版物ハ治安ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁ス

明治二十五年三月五日

内務大臣子爵品川彌二郎

内務省告示第十七號

一史海　第八卷
東京市京橋區瀧山傳馬町七番地鹽嶋仁吉發行
右出版物ハ治安ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁ス

明治二十五年三月五日

内務大臣子爵品川彌二郎

○逓信省告示第五十一號

一貨幣封入郵便物受授見合印鑑　壱百六十九號
一貨幣封入郵便物受授見合印鑑　第二百九十九號
内國通運會社ヘ下渡ノ分
右印鑑紛失ノ旨今般届出候條所在發見ノモノハ本省ニ届出ツヘシ

明治二十五年三月五日

逓信大臣伯爵後藤象二郎

雜報

○日本生絲貿易の將來　に係りて近頃世人の憂慮する所のものあり佛蘭西は去る明治二十一年以來伊國の生絲に對し一基（二百六十六匁餘）一法の輸入税を課せしに去月新海關税則を定めて全く之を免除したるうへ自國の蠶業を奬勵せん爲め繭一基に凡そ十錢、生絲一基に五法宛の保護金を與ふるみとしたるに就ては將來佛國に輸入すべき日本生絲の減るべき影響一方ならざるべし尤に佛國に於て伊國絲に輸入税を課せしや其前二百萬基内外の輸入ありし伊國絲は忽ち百萬基近くを減じて日本絲は忽ち五十萬基餘りの輸入を增加したるの事實あり當時伊國絲は佛國の販路を縮めて需用を獨逸瑞西等に求め方今是等諸國の市場を奪らにし居るが故に佛國の關税免除と聞くも直ちに盛り返へして以前通りに積送る程のみとなるべしと雖も兎に角日本絲は容易ならざる競爭を受けて多少其の販路を縮めらるゝみとあるは必定なり去れ共此輸入税額は一基に付一法にして日本の百斤に十六圓餘に止まるものなれば價格に差響くみと格別ならざるべしと雖も佛國の蠶業奬勵金は生絲百斤に八十餘圓を與ふるものにて蠶に若干を與へたるうへ又生絲の保護に此巨額の金を以てするものなれば從來六七十萬基を産出する佛國生絲も是より年々其産額を增加して漸次日本絲の需用を減少するみとあるべしと見ざるべからず萬一今より二十年前には佛國生絲の産額も今の二倍に上りたるものありしかど微粒子病の發生に連れて日本絲伊國絲の競爭ありしより漸次蠶業の衰へたるものあれば若しも其奬勵金の永く續くに於ては略に倍して多額の生絲を産出するに至るべきは明かなり元來日本絲の多分は米國に輸入するものにて佛國は之に次ぐるの有りと雖も年々百五六十萬斤八九百萬圓の得意場に於て此の認るべき事あるに當りては本邦の蠶業に關係ある者頗る注意すべきみとなるべし去れば此際輸出税の廢止なり又生絲檢査所の設置なり總て生絲貿易に好結果を見るべしと雖も從來日本絲の需用を減ずるものなれば競爭頗る困難なるべしと雖も決して將來望みなきにはあらず從來日本絲は價格品質共に劣りたる品多く佛國（輸入するものあれば通例品質の極めて良好なる佛國絲伊國絲の外に需用を來ひるみと雖からざるものあり是れ伊國の製絲場に於ては日本絲は經絲に使用せらるゝみと少くして大抵緯絲となるものなるが故に品質は格別良好なるを要せずして佛國（輸入する日本絲平均百斤の價は米國輸入絲の平均

（完）（續金二錢）